１　学校保健

学校保健とは，児童・生徒及び職員の健康の保持増進を図り，学校教育を円滑に実施するため，学校における保健管理及び安全管理を行うことである。

学校教育法

第12条

平成20年１月の中央教育審議会答申を受け，「学校保健法」が50年ぶりに改正され「学校保健安全法」となり，学校における安全管理に関する条項が加えられ，平成21年４月１日より施行された。

学校保健安全法

第1条

(1) 学校保健に関する管理運営

ア　学校保健計画

学校は，児童・生徒及び職員の健康診断，環境衛生検査，児童・生徒等に対する指導その他の保健に関する事項について，計画を策定し，これを実施しなければならない。原則として，計画の内容を保護者等の関係者に周知を図ることとされている。

学校保健安全法

第5条

イ　学校の環境衛生

(ｱ) 学校環境衛生基準

学校保健安全法

第6条

文部科学大臣は，学校における換気，採光，照明，保温，清潔保持その他環境衛生に係る事項について，児童・生徒及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境衛生基準）を定める。

学校の設置者は，基準に照らして設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

校長は，基準に照らし，学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には改善に必要な措置を講じる。それができないときは，設置者に申し出る。

(ｲ) 環境衛生検査

毎学年定期に学校環境衛生基準等に基づき，環境衛生検査を行わなければならない。必要があるときは臨時に検査を行う。そのほかにも日常的な点検を行い，環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。検査するものについては次のとおりである。

学校保健安全法

施行規則　第1,2条

教室等の環境（換気・保温等，採光・照明，騒音）

学校環境衛生基準

飲料水（水質，施設・設備）

学校の清潔

ネズミ・衛生害虫等

教室等の備品の管理

水泳プール（水質，施設・設備の衛生状態）

ウ　保健指導等

(ｱ) 保健室

学校保健安全法

第7条

学校には健康診断，健康相談，保健指導，救急処置その他の保健に関する措置を行うために保健室を設ける。

(ｲ) 健康相談

学校保健安全法

第8,9条

学校は，児童・生徒等の心身の健康に関し，健康相談を行う。学校保健安全法により，従来の学校医，学校歯科医のほか，学校薬剤師，養護教諭その他の職員など，関係教職員が連携して行うこととされた。

学校保健安全法施行規則 第22,23,24条

(ｳ) 健康相談活動

児童・生徒の心の健康に関わる問題の深刻化から，保健体育審議会答申で新たな役割としての「健康相談活動」が明確にされた。これは，養護教諭が専門職として行うものである。

保健体育審議会

答申(H9)

心身の健康問題を持つ児童・生徒に対して自らその問題を理解し，判断・解決し，自らに適した生活が送れるように援助するためには学校内外の関係者との共通理解や連携が重要である。

(ｴ) 保健指導

養護教諭その他の職員，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師は，相互に連携して，健康相談又は健康状態の日常的な観察により，児童・生徒の心身の状況を把握し，健康上の問題があると認めるときは，遅滞なく必要な指導を行うとともに，必要に応じ，その保護者に対して必要な助言を行う。

学校保健安全法

施行規則

第22,23,24条

学校保健安全法

第9条

この保健指導は個人を対象としたものであり，特別活動における集団に対する保健指導とは異なるものである。

(ｵ) 健康観察

健康観察は，児童・生徒の日常における健康生活と学習能率の維持向上を図るために，心身の異常を早期に発見し，適切な健康管理と保健指導を行う教育活動である。健康観察によって発見された問題は健康相談や健康診断に重要なつながりを持つものであり，健康管理，保健指導の基盤となる。心身両面からの健康観察が重要である。

(ｶ) 地域の医療機関との連携

救急処置，健康相談又は保健指導を行うにあたって，必要に応じ，地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努める。

学校保健安全法

第10条

エ　健康診断

(ｱ) 就学時健康診断

市町の教育委員会は，翌学年の初めから小学校，義務教育学校の前期課程,特別支援学校の小学部に就学させるべき者の健康診断を就学前に行わなければならない。また，その結果に基づき文部科学省令で定める様式により就学時健康診断票を作成し，入学する学校の校長に送付しなければならない。検査項目は次のとおりである。

学校保健安全法施行令

第10条

学校保健安全法

第11条

栄養状態，脊柱，胸郭，視力，聴力，眼，耳鼻咽頭，皮膚，歯，口腔その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行令

第2条

(ｲ) 児童・生徒健康診断

学校は，毎学年６月30日までに児童・生徒の健康診断を行わなければならない。また，必要があるときは臨時に行うことができる。健康診断票，歯の検査票は転学先，進学先へ送付し，最終の学校で卒業後５年間保管しなければならない。検査項目は次のとおりである。

学校保健安全法

施行規則 第5,8条

学校保健安全法

第13条

身長，体重，栄養状態，脊柱，胸郭，視力，聴力，眼，耳鼻咽頭，皮膚，歯，口腔，結核，心臓，尿，四肢の状態その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法

施行規則 第6,7条

(ｳ) 職員の健康診断

学校保健安全法

第15条

学校の設置者は，毎学年適切な時期に学校の職員の健康診断を行わなければならない。また必要があるときは臨時に行うことができる。学校の設置者はその結果に基づき適切な処置をとらなければならない。健康診断票は異動先に送付し，５年間保存しなければならない。

学校保健安全法

施行規則

第12,15条

(2) 学校環境の安全

ア　学校安全計画

学校保健安全法

第26条

学校の設置者は児童・生徒等の安全の確保を図るため，学校において事故，加害行為，災害等により児童・生徒に生ずる危険を防止し，及び事故等により児童・生徒等に危険又は危害が生じた場合において適切に対処することができるよう，学校の施設，設備及び管理運営体制の整備充実その他の必要な処置を講ずるよう努める。

学校は，児童・生徒等の安全の確保を図るため，施設設備の安全点検，児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員に対する研修その他学校における安全に関する事項について計画（学校安全計画）を策定し，実施しなければならない。原則として，計画の内容を保護者等の関係者に周知を図ることとされている。

学校保健安全法

第27条

校長は，学校の施設設備について，児童・生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には，遅滞なく改善を図るために必要な措置を講じる。それができないときは，設置者に申し出る。

学校保健安全法

第28条

イ　地域の関係機関等との連携

児童・生徒等の安全の確保を図るため，児童・生徒等の保護者との連携を図るとともに，地域の実情に応じて管轄の警察署その他の関係機関，地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体，地域住民その他の関係者との連携を図るよう努める。

学校保健安全法

第30条

ウ　危険等発生時の対処

学校は，児童・生徒等の安全の確保を図るため，危険等発生時において学校職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（危険等発生時対処要領）を作成する。

学校保健安全法

第29条

校長は，要領の職員に対する周知と訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる。

万が一，事故等により児童・生徒等に危害が生じた場合，学校は当該児童・生徒及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるために必要な支援を行う。

エ　救急体制

学校には事故や災害が発生したときに速やかに対応できるよう，防災組織や非常災害時の救急体制が組織されている。

―救急体制の例―

　　　　　　　　　　事故発見者

　　管 理 職　　　　近くの職員

　 　　　他の職員 　担 任　　 　養護教諭　　　学 校 医

　　教育委員会　　　　保 護 者 　　医療機関 移 送 者

（引用元：石川県養護教育研究会作成

「新版・養護教諭執務のてびき第10版」）

オ　事故報告

市町学校管理規則

学校において災害その他の事故が発生したときや，災害その他の事故によって職員及び児童・生徒が負傷し，又は死亡したときは教育長に報告しなければならない。

学校災害　　　　火災，地震，暴風，水害など

その他の事故　　一般事故，交通事故，非行など

(3) 感染症の予防

ア　学校感染症の種類

学校保健安全法

施行規則　第18条

学校において予防すべき感染症は次のとおりである。

第１種　エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳに限る），中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳに限る），鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１），「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第７，８，９項に規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症

第２種　インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く），百日咳，麻しん，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜熱，新型コロナウイルス感染症，結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第３種　コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎

イ　発生時の措置

(ｱ) 出席停止

学校保健安全法

第19条

校長は，感染症予防上必要があるときは，出席を停止させることができる。出席を停止するときは，校長は学校の設置者に報告し，保護者にも知らせなければならない。

学校保健安全法施行令

第6,7条

(ｲ) 出席停止の期間

ａ　第１種の感染症にかかったもの

学校保健安全法

施行規則　第19条

治癒するまで

ｂ　第２種の感染症にかかったもの

インフルエンザ　　発症した後５日を経過し，かつ解熱した後２日を経過するまで（鳥インフルエンザ，新型インフルエンザを除く）

百日咳　　　　　　特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

麻しん　　　　　　解熱した後３日を経過するまで

流行性耳下腺炎　　耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ全身状態が良好になるまで

風しん　　　　　　発しんが消失するまで

水痘　　　　　　　すべての発しんが痂皮化するまで

咽頭結膜熱　　　　主要症状が消退した後２日を経過するまで

新型コロナウイルス感染症

発症した後５日を経過し，かつ症状が軽快した後１日を経過するまで

結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

病状により，学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

ただし，病状により学校医その他の医師においてその感染症の予防上支障がないと認めたときはこの限りでない。

ｃ　第３種の感染症にかかったもの

病状により，学校医その他の医師において，感染のおそれがないと認めるまで

ｄ　第１・２種の感染症患者のいる家に居住するもの又はこれらの感染症にかかっている疑いがあるもの

予防処置の施行の状況その他の事情により，学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

ｅ　第１・２種の感染症が発生した地域から通学するもの又は流行地を旅行したもの

発生状況により必要と認めたとき，学校医の意見を聞いて適当と認める期間

(ｳ) 臨時休業

学校の設置者は，感染症の予防上必要があるときは，臨時に，学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

学校保健安全法

第20条

(4) 医療援助

要保護・準要保護の児童・生徒が，「感染性又は学習に支障を生じるおそれのある疾病で政令に定めるもの」にかかり，学校で治療の指示を受けたときは，その費用に対して必要な援助を行う（就学援助の項参照）。対象の疾病は次のものである。

学校保健安全法施行令

第8条

学校保健安全法

第24,25条

トラコーマ，結膜炎，白癬，疥癬，膿痂疹，中耳炎，慢性副鼻腔炎，

アデノイド，う歯，寄生虫病（虫卵保有含む）

(5) 日本スポーツ振興センター

スポーツ振興センター法

第3条

日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）とは，スポーツの振興及び児童・生徒の健康の保持増進を図り，国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている法人である。

ア　業務内容

スポーツ振興センター法

第15条

2

(ｱ) スポーツ施設の適切・効率的な運営，スポーツ団体への援助

(ｲ) 学校の管理下における災害に関する給付（災害共済給付）

「学校の管理下」とは以下の場合をいう。

スポーツ振興センター法

施行令 第5条\_2

・学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

・教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

・休憩時間中に学校にいるとき，その他校長の指示又は承認に基づいて学校にいる場合

・通常の経路及び方法により通学する場合

・その他これに準ずる場合として文部科学省令で定める場合

(ｳ) スポーツ及び児童・生徒等の健康の保持増進に関する業務

イ　災害共済給付制度

学校の管理下における児童・生徒等の災害（負傷，疾病，障害又は死亡）について，学校の設置者が児童・生徒の保護者の同意を得て，センターとの災害共済給付契約により給付（医療費，障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものである。

スポーツ振興センター法

第16条

2

(ｱ) 共済掛金

スポーツ振興センター法

第17条

2

学校の設置者は児童・生徒数に応じた掛金をセンターに支払うが，児童・生徒の保護者からは政令で定める範囲内で徴収する。ただし保護者の経済的な理由によって納付することが困難と認められるときは徴収しないことができる。

(ｲ) 給付

給付金の額は給付の種類ごとに定められている。同一の負傷又は疾病に対しては支給開始後10年間経過すると支給されなくなる（障害見舞金の支給を除く。）。また，非常災害（風水害・震災等）が発生し，地域の多数の住民が被害を受けた災害については給付の対象とならない。

スポーツ振興センター法

施行令 第3条

(ｳ) 損害賠償責任の免責特約

学校の管理下における児童・生徒の災害に対して学校の設置者の損害賠償責任が発生したとき，センターが災害共済給付契約を行うことによって，その価額の限度まで責任を免れさせる旨の特約を付することができる。

スポーツ振興センター法

第16条\_3

(6) 学校保健に関係する職員

ア　養護教諭

養護教諭は児童・生徒の養護をつかさどる。

学校教育法

第37,49条

イ　養護助教諭

養護助教諭は養護教諭の職務を助ける。

ウ　学校医，学校歯科医，学校薬剤師

学校保健安全法

第23条

学校医，学校歯科医，学校薬剤師は学校における保健管理に関する専門的事項に関し，技術及び指導に従事する。

エ　保健主事

学校教育法施行規則

第45,79条

校長の監督を受け，保健に関する事項の管理にあたる。